



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年2月27日（火） 第10177号

## 目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民活動支援・広聴課）	2
<b>告 示</b>	
○特定非営利活動促進法の規定による公表、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示（県民活動支援・広聴課）	3
○土壤汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	4
○解除予定保安林（森林保全課）	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○個人演説会等を開催することができる施設の指定	4
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	5
○政治団体の解散届出	6
○資金管理団体の異動事項	7
○資金管理団体の指定の取消し等	8
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定（がんセンター）	8
<b>正 誤</b>	
○令和5年12月22日群馬県公安委員会規則第11号（交通規制課）	8

規則

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を(一)に公布する。

令和六年二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年群馬県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「認証申請書等」を「認証申請」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

第四条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条第二項を削る。

第五条第一項中「。第七条第二項」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六条の見出し中「認証申請書等」を「認証申請」に改め、同条第二項を削る。

第七条第二項、第八条第二項及び第九条第二項を削る。

第十条の見出し中「認定申請書」を「認定申請」に改める。

第十四条の見出し中「認証申請書等」を「認証申請」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条第二項を削る。

第二十二條第三項を削る。

第二十五條に次の一項を加える。

2 条例第十九条に規定する場合における届出及び提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第六項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、届出又は提出に係る書面等のうちはその原本を確認する必要があるものがある」と知事が認める場合とする。

別記様式第一号中「(2部)」及び「(1部)」を削る。

別記様式第二号中

「3 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。

(1) 定款

(2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

(3) 設立趣旨書又は合併趣旨書

(4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書

(5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

(6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

」

」

」

」

」

」

」

を「3 補正書には、補正後の書類を添付すること。」と改める。

別記様式第三号中

「注 この届出書には、次の書類を添付すること。と改める。

(1) 登記事項証明書2部(このうち1部は写しとすること。)と改める。

(2) 財産目録2部

別記様式第四号中

「6 変更後の役員名簿については、2部(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により非所轄法人が届け出る場合は、1部)を添付すること。

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特別認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に届け出る場合には、届出先の団体が定めるところによること。

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

「注 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。」

に改める。

別記様式第八号中

「注1 この提出書には、上記の提出書類各2部(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により非所轄庁人が提出する場合、各1部)を添付すること。」

2 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。

3 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。」

を

「注1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は、脚注においてその旨を記載する。」

2 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。」

に改める。

別記様式第十四号中「(1部)」及び「(2部)」を添付。

別記様式第十五号中

「注 この届出書には、次の書類を添付すること。」

- (1) 登記事項証明書2部(このうち1部は写しとすること。)
- (2) 合併の時の財産目録2部

附 則

1 この規則は、令和六年三月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第四十二号

特定非営利活動促進法の規定による公表、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年二月二十七日

群馬県知事 山本 一太

特定非営利活動促進法の規定による公表、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程の一部を改正する告示

特定非営利活動促進法の規定による公表、縦覧、閲覧及び謄写に関する規程(平成十年群馬県告示第六百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県のホームページに掲載すること」を「インターネットを利用する方法」に改める。

附 則

この告示は、令和六年三月一日から施行する。

◎群馬県告示第43号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第293号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年2月27日

群馬県知事 山本 一太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番28の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第44号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年2月27日

群馬県知事 山本 一太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 前橋市市之関町11の16、11の17  
 (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>  
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字砥沢字山崎793の2、794の5、利根郡みなかみ町大字永井字駒利山85の6から85の8まで、桐生市黒保根町宿廻字橋上沢1713の14  
 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
 (3) 解除の理由 指定理由の消滅

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第4号

伊勢崎市選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野 清明

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定年月日
伊勢崎市地域交流センター赤石楽舎	伊勢崎市曲輪町28番24号	ギャラリー	100人	395㎡	令和6年1月29日
		第1会議室	50人	96㎡	
		第2会議室	25人	48㎡	
		第3会議室	25人	48㎡	
		体育館	300人	1,053㎡	

◎群馬県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
須永ともやす後援会	須永朝康	須永悦子	前橋市下細井町615-2
	令和6年1月22日		
林祐司後援会	竹之内章	鈴木勝好	利根郡昭和村生越741-1
	令和6年1月9日		
まえばし女性の会	野中有理	飯野莉乃	前橋市光が丘町32-15
	令和6年1月15日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬第1支部	会計責任者の氏名	久保美鶴	笠原夏希	令和6年1月16日
立憲民主党群馬県第1区総支部	代表者の氏名	白井桂子	後藤克己	令和6年1月4日
	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和6年1月4日
	公職の種類（第1号）	衆議院議員	該当なし	令和6年1月4日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
入澤めぐみ後援会	会計責任者の氏名	入澤めぐみ	吉田恵子	令和6年 1月15日
群馬県看護連盟	会計責任者の氏名	星野友子	松井早苗	令和5年 6月17日
後閑賢二後援会	主たる事務所の所在地	高崎市棟高町1243-6	高崎市引間町45-2	令和5年 4月1日
	代表者の氏名	大山洋	柴崎重光	令和5年 4月1日
さいとう一夫後援会	代表者の氏名	田口之万	大牧豊治	令和5年 6月2日
谷川留美子後援会	会計責任者の氏名	谷川泰一	小野川正晴	令和6年 1月4日
東邦労組政策実現の会	会計責任者の氏名	下山浩人	菊地信栄	令和6年 1月15日
富岡賢治後援会高崎市躍進の会	代表者の氏名	横田裕正	綱島信夫	令和6年 1月12日
三ツ木真由美後援会	会計責任者の氏名	三ツ木真由美	大塚博	令和6年 1月31日
森昌彦後援会	代表者の氏名	若旅吉昭	長谷川洋	令和6年 1月10日
	会計責任者の氏名	森敏則	久保田博行	令和6年 1月10日
安カ川信之後援会	会計責任者の氏名	安カ川信之	今泉富喜雄	令和6年 1月23日

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党群馬県吾妻郡第三支部	萩原渉	令和5年12月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青柳はるみ後援会	青柳はるみ	令和6年1月23日

吾妻を考える会萩原渉後援会	萩原渉	令和5年12月31日
板橋あきら後援会	野口政嘉	令和5年12月31日
一新会	橋本新一	令和5年4月29日
伊藤ゆうじ後援会	関好正	令和5年12月27日
岩崎喜久雄後援会	岩崎喜久雄	令和5年4月20日
上坂けんじ後援会	安斎久男	令和5年12月30日
上原貴之後援会	上原貴之	令和5年12月31日
大手はるゆき後援会	大手治之	令和5年12月31日
大羽賀進後援会	大羽賀進	令和6年1月23日
小栗芳雄後援会	根津重吉	令和5年12月31日
神谷長平後援会	神谷長平	令和5年3月31日
川井明後援会	川井明	令和5年12月31日
小板橋たかゆき後援会	小板橋貴行	令和5年12月31日
桜井ひろ江後援会	長沢尚	令和5年12月31日
佐俣祐次後援会	佐俣祐次	令和6年1月11日
政治結社風雲塾	小野昌利	令和4年10月21日
高藤幸偉後援会	高藤幸偉	令和5年4月25日
田中治男後援会	田口祐弘	令和5年12月25日
富岡朝男後援会	富岡朝男	令和5年12月31日
丸山たもつ後援会	丸山保	令和5年3月31日
依田よしあき後援会	小野寺民蔵	令和5年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小川晶	あきら会	公職の種類	前橋市長	群馬県議会議員	令和6年1月26日

◎群馬県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年2月27日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青柳はるみ	青柳はるみ後援会	令和6年1月23日
大手治之	大手はるゆき後援会	令和5年12月31日
大羽賀進	大羽賀進後援会	令和6年1月23日
萩原渉	吾妻を考える会萩原渉後援会	令和5年12月31日
橋本新一	一新会	令和5年4月29日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年2月27日

群馬県立がんセンター院長 柳田康弘

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 医療用画像管理システム（PACS）一式（メーカー保証期間を含む7年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年1月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 システムサプライ株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目12番地1 光伸ビル3階
- 5 落札金額 50,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年11月28日

■ 正誤

○公安委員会規則正誤

令和5年12月22日群馬県公安委員会規則第11号（群馬県緊急通行車両等に係る事前届出及び確認の手続等に関する規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	行	誤	正
第10161号	5	14	第1条を次のように改める。	第1条を次のように改める。 (趣旨)



---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---